

「個人事業税について」

個人事業税は、一定の事業を行う個人に対し、原則として前年の事業の所得をもとに課税される県の税金です。

1 課税対象となる事業

課税の対象となる事業は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に区分され、第一種事業として物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、飲食店業など 37 業種が、第二種事業として水産業、畜産業、薪炭製造業の 3 業種が、第三種事業として医業、税理士業、理容業、クリーニング業など 30 業種が定められています。

なお、第二種事業については、主として自家労力により行われている場合には、課税の対象とはなりません。

2 税額の計算方法

税額は、課税所得金額に税率を乗じて計算します。

税率は、事業の種類ごとに次のようになっています。

(1) 第一種事業・・・・・・・・・・100 分の 5

(2) 第二種事業・・・・・・・・・・100 分の 4

(3) 第三種事業

(ア) あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業・・・・・・・・・・100 分の 3

(イ) (ア) 以外の事業・・・・・・・・・・100 分の 5

課税所得金額とは～

前年の事業による所得について次のように算定されます。

課税所得金額 = (総収入金額 - 必要経費 - 事業専従者控除額) - 各種控除額

事業専従者控除額とは～

事業主と生計を一にする 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事するもの(事

業専従者)がある場合、次により計算される額です。

青色申告者の場合・・・事業専従者に支払った給与について経費算入が
認められた額

白色申告者の場合・・・次のいずれか低い額

- ・事業専従者1人につき50万円(配偶者にあっては86万円)
- ・個人の事業の所得金額÷(事業専従者数+1)

各種控除額とは～

損失の繰越控除額(青色申告者のみ)

被災事業用資産の損失の繰越控除額

事業用資産の譲渡損失の控除額

事業用資産の譲渡損失の繰越控除額(青色申告者のみ)

事業主控除額 290万円(ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は月割計算します。)

3 納税の方法等

地域県民局県税部から納税通知書が郵送され、原則として2期に分けて(税額が1万円以下の場合は全額を1期で)納めていただくことになっています。

今年度の個人事業税の第1期分の納期限は8月31日、第2期分の納期限は11月30日です。納期限内に、最寄りの金融機関や郵便局などで納めてください。

今年度から、県の組織改正により、個人事業税の課税担当県税部が東青地域県民局県税部に集約化されましたが、口座振替等のお問い合わせや納税相談は、引き続き、最寄りの地域県民局県税部で対応しています。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

[県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>]